

## 久米南町指定給水装置工事事業者の更新申請要領

### 1. 申請の手続き

次の書類を提出してください。

- (1) 指定給水装置工事事業者（更新）申請書
- (2) 機械器具調書（別表）及び写真
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式）
- (4) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し  
申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書
- (5) 給水装置工事主任技術者免状の写し
- (6) 指定給水工事事業者 指定更新時確認事項（必要書類の写しがある場合には添付）

### 2. 申請に関する書類の提出先

申請書類は、原則として持参により久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。

なお、申請に関する書類は、その受付後は返却しません。

### 3. 登録更新手数料の納入方法

手数料10,000円は、申請した際に発行される納付書により納入して下さい。

なお、手数料納入後の返金はいたしません。

### 4. 申請に関する書類の作成要領

申請に関する書類の作成は、次の注意事項を留意して下さい。

- (1) 書類への記入は黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。
- (2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。

### 5. 指定書の交付

久米南町指定給水装置工事事業者を更新した者には、その旨を記載した指定給水装置工事事業者指定書を交付します。なお、指定書を汚損又は紛失したときは、久米南町長に対しその再交付を申請することができます。

※ 水道法第25条の3第1項第3号 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省で定める者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当するものがある者